

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	更新年月日（1回目）	直近の更新年月日
猪苗代町	田子沼地区（田子沼）	令和5年2月17日	令和 年 月 日	令和 年 月 日

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	19.1 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者または耕作者の耕作面積の合計	12.0 ha
③ 地区内における70歳以上の農業者の耕作面積の合計	6.6 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4.7 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.0 ha
（備考）	

注 1 : ③の「70歳以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注 2 : ④の面積は、下記の「（参考）中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の合計を差し引いた面積を記載します。

注 3 : アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注 4 : プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

（例）集落の農業者に後継者がいない。
若者の農業者が減少し高齢化が進んでいる。
ほ場の地盤が緩いため機械が入れない。

注 : 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

集落の農地利用は、田子沼集落の中心経営体や農業者のほか、入作を希望する認定農業者などが担う。

農地所有者は、原則として集落に相談を行なった上で農地を機構に貸付け、耕作者は機構を通して農地を借り受ける。

集落内の中心経営体や農業者で農地利用を賄いきれない場合には、他の集落の認定農業者の入作等で対応する。

注 1 : 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注 2 : 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取り組みに関する方針（任意記載事項）

<p>（農地中間管理機構の活用方針） 将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は営農改善組合に相談を行った上で、原則として機構を利用する。</p>
<p>（農地中間管理機構の活用方針） 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>（新規・特産化作物の導入方針） 米等の土地利用型作物以外に、収益性の高い園芸作物の生産の取り組みを継続する。</p>
<p>（農地の保全への取組方針） 中心経営体だけではなく、集落の農業者、土地の所有者一体となって農地の保全に取り組む。</p>
<p>（基盤整備への取組方針） 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。</p>
<p>（景観形成への取組方針） 田子沼集落は国道49号線から猪苗代町への入口に位置し、町の第一印象ともなるため集落の景観形成に取り組む。</p>